

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



環境省



【令和5年度要求額 337百万円（231百万円）】

30by30達成に向けて、OECMの100カ所以上の認定を推進します。

1. 事業目的

- ① 民間の所有地等をOECMとして認定する仕組み（自然共生サイト(仮称)）を正式に開始し、100カ所の認定を目指します。
- ② OECM認定を促進するためのインセンティブやモニタリング手法の設計を実施します。
- ③ 海域におけるOECM設定に向けた検討を行います。
- ④ 気候変動対策とも連携しながら、生態系ネットワーク構築に必要なエリアにおいて生態系の健全な回復を推進します。

2. 事業内容

（1）民間の所有地等をOECM認定する仕組みを正式に開始し、令和5年中に100カ所を認定します。また、申請等に必要なガイドラインを充実させるとともに、より効率的・効果的な仕組みへの改善を検討します。

（2）OECM価値の市場取引制度の検討・実証を行うとともに、マッチング機会を創出します。

（3）OECMによる保全に科学的な信頼性を持たせるため、持続可能なモニタリング手法を構築するとともに、日本型OECMの国際理解を促進します。

（4）海域において高精度のモデリング解析によるOECM候補海域の抽出を行い、海域におけるOECM設定に向けた検討を行います。

（5）生態系ネットワーク構築のため、生物多様性保全と炭素吸収の最適化といった気候変動対策を踏まえた生態系回復手法を構築します。

（6）OECM認定を促進するため、保安全管理活動に対する支援を行う（※）とともに、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援します。

3. 事業スキーム

○事業内容	(1)～(5)	(6)
■事業形態	請負事業	間接交付金（1／2、3／4、定額）
■請負先/対象	民間事業者等	非営利団体、自治体、民間事業者 等
■実施期間	令和4年度～	平成20年度から ※は令和5年度から

4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話：03-5521-8343